

# おい、図書館

No. 2

## 図書館法を

### 読んで

初めて「図書館法」を読んだのは、昭和二十五年四月です。この法律も戦後、新しい憲法の下で生まれたものでした。したがって、アメリカの民主化政策の影響があったものと思われま

と定めています。

同第二条では、「一般公衆の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」と定めて、図書館の主体は国民であるとも明言しています。

更に同第三条では、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情、及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るよう留意し、各号に掲げる事項の実施に努めなければならぬ」と定めています。図書館奉仕という言葉は、馴染にくいのですが、図書館サーピスの語が翻訳されて用いられた言葉のようです。また、学校のような教育機関とも連携する機関であることが示されています。ここでも図書

館は、国民にサーピスをする機関であるということを重ねていっているものようです。

## 民主主義の

## 社会教育

こうしてこれらの条文をひてくると、当時、新憲法がおしすすめようとした民主主義や基本的入権の尊重の実現のために、社会教育が大切であり、更に社会教育を具体化するために図書館の果たす役割に期待していたことが窺えます。近頃では、誰でも身近な言葉



になつてゐる憲法上の「表現の自由」や「知る権利」の実現のためにも図書館は実に大切な教育機関と考えられたのではないでしようか。

このほかにも、図書館法は、図書館の民主的運営のために、民間人から選ばれる委員も入れて図書館協議会を設けることや、図書館はその利用に関し、いかなる村柄も徴収してはならないことなどを定めていきます。

# 生涯教育の

## 場

制定の時から四十三年を経て読んでみて、如何に図書館が戦後の民主主義の実現のために期待されていたか解かりますし、今後も民主主義のために必要不

可欠な国民のための教育機関であることは変わらないと思ひます。

近頃、生涯教育という言葉が聞きますが、図書館こそ年歳を問わず、まさに生涯教育の場であり、リクリエイションの場であると言えるのではないでしようか。

今後も大いに図書館に期待したいと思います。

文責 坂本



### 後がき

坂本さんに解説していただきながら「図書館法」は、戦後だからこそ民主的な内容です。現実には少し違ひような気がしましたが、三条の「一般公衆の希望にそい」というところは、今私たちがやろうとしてゐることにピッタリ。現在の松戸市立図書館は、協議会がありませぬ。新しい図書館になつて、増々図書館法の理念が実現されるよう、私たちが希望していきましよう。

藤村

発行 「おーい図書館」  
連絡先 青木 和子

松戸市総台八三〇一六。  
〇四七三(六七)五三八四